

お知らせします! 2つの給付金

4月1日から、消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯の方々の、消費の下支えを図る目的で、2つの臨時給付金を支給します。

※ただし2つの給付金を重複して受給することはできませんのでご注意ください。

1 臨時福祉給付金

消費税の引き上げに際し、所得の低い方の負担を緩和します。

●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方

※ただし、課税されている方に生活の面倒をみてもらっている場合及び生活保護の受給者である場合は対象外となります。

●支給額

・1人につき10,000円

※ただし支給対象者の中で、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者については5,000円を加算した額が支給されます。

●申請受付開始予定日 6月下旬（市民税の確定後となります）

●6月下旬に対象となる方へチラシや申請書を送付いたします。

●お問い合わせ 福祉課 社会福祉担当（内線180・181）

2 子育て世帯臨時特別給付金

消費税の引き上げに際し、子育て世帯の負担を緩和します。

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

・平成26年1月分の児童手当を受給

・平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※生活保護の受給者は対象外となります。

●支給額

・対象児童1人につき 10,000円

●申請受付開始予定日 6月下旬

●6月中旬に児童手当現況届に同封して申請書を送付いたします。（公務員を除く）

●お問い合わせ 福祉課 子育て支援担当（内線173～175・179）



韮崎市職員（看護師）を募集します。

| 採用職種 | 試験区分 | 採用者数 | 採用日 | 申込受付 | 試験日 | 申込資格要件等 |
|------|--------|------|------|-----------------------|---------|------------|
| 看護師 | 短大卒業程度 | 5名程度 | 7月1日 | 5月12日（月） ～5月23日（金） | 6月6日（金） | 看護師免許を有する人 |

※詳細は、市役所ホームページに掲載及び市役所1階受付、市立病院事務局で配布しています『韮崎市職員（看護師）採用試験案内』をご覧ください。

■お問い合わせ先 政策秘書課政策人事担当（内線325・326）